

3 再度の考案制度

迅速さを求めすぎ、遺産分割の審判を間違える場合の備えあり。

家事事件手続法90条本文は、「原裁判所は、審判に対する即時抗告を理由があると認めるときは、その審判を更正しなければならない。」と規定しています。

これは、再度の考案についての明文の規定です。

再度の考案とは、審判をした裁判所自らが、自らした審判を是正することをいいます。審判の簡易迅速な処理を可能にする制度です。

そのため、同法87条1項は、「即時抗告は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。」ことになっています。

平成25年に施行された家事事件手続法は、とにかく遺産分割その他の家事事件の審判を急いでいるといえるでしょう。

遺産分割が急がれるのは、相続税の申告を相続開始後10か月以内にしなければならないなどの要請にも応える必要があるからです。